

産業廃棄物処分業許可証

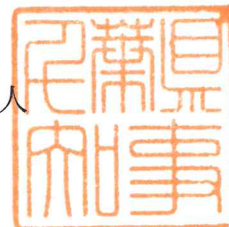
住 所 千葉県山武市松尾町広根 1967 番地 1

氏 名 株式会社新栄産業

代表取締役 押尾 茂

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和 4 年 10 月 19 日

許可の有効年月日 令和 9 年 7 月 10 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

切断及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 切断による中間処理に係るもの

金属くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 繊維くず、(エ) 金属くず

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙 1 及び 2 のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 29 年 7 月 11 日 新規許可

令和 4 年 10 月 19 日 更新許可

令和 6 年 7 月 5 日 変更届（代表者の変更）

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（以下余白）

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)	処 理 能 力 又 は 保 管 量 (設 置 年 月 日)	数量	設 置 場 所
圧縮施設	紙くず 28.8 t/日 (3.6 t/時×8時間) 繊維くず 12.12 t/日 (1.515 t/時×8時間) 廃プラスチック類 40.40 t/日 (5.05 t/時×8時間) (令和元年7月16日)	1	千葉県山武市 松尾町広根字原 1967番1、 1967番5、 1967番6、 1967番7、 1967番8、 借毛本郷 字本郷野場 3568番1、 3568番2、 3568番3、 3568番4、 3570番
圧縮施設	金属くず 42.0 t/日 (5.25 t/時×8時間) 廃プラスチック類 24.0 t/日 (3.0 t/時×8時間) (令和元年7月16日)	1	
紙くず保管施設 (圧縮処理前)	76 m ² 127 m ³	1	
紙くず保管施設 (圧縮処理後)	30 m ² 120 m ³	1	
金属くず保管施設 (圧縮処理前)	25 m ² 25 m ³	1	
金属くず保管施設 (圧縮処理後)	21 m ² 64 m ³	1	
廃プラスチック類保管施設 (圧縮処理前)	60 m ² 60 m ³	1	
廃プラスチック類保管施設 (圧縮処理後・売却分)	36 m ² 110 m ³	1	
廃プラスチック類保管施設 (圧縮処理後・二次委託分)	55 m ² 115 m ³	1	
繊維くず保管施設 (圧縮処理前)	27 m ² 45 m ³	1	
繊維くず保管施設 (圧縮処理後)	30 m ² 125 m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)	処 理 能 力 又 は 保 管 量 (設 置 年 月 日)	数量	設 置 場 所
切断・圧縮施設	金属くず 20 t/日 (2.6 t/時×8時間) (平成29年3月30日)	1	千葉県山武市 松尾町広根字原 1967番1、 1967番5、 1967番6、 1967番7、 1967番8、 借毛本郷 字本郷野場
金属くず保管施設 (切断処理前)	22 m ² 18 m ³	1	
金属くず保管施設 (切断処理後)	22 m ² 18 m ³	1	
残さ物保管施設 (金属くず)	10 m ² 8.3 m ³	1	3568番1、 3568番2、 3568番3、 3568番4、 3570番
残さ物保管施設 (残飲料)	2.0 m ² 0.4 m ³	1	

(以下余白)

